

## 第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

一般社団法人 京都ボランティア協会

### ②施設名等

名称：	児童養護施設 積慶園
施設長氏名：	古村正哉
定員：	60名
所在地(都道府県)：	京都府
所在地(市町村以下)：	京都市西京区榎原角田町1-42
TEL：	075-392-6351
URL：	http://www.sekkeien.or.jp/

### ③理念・基本方針

法人の理念：「信教を肯定した人間形成」  
信念…諸事に徹し不動を貫く      礼節…社会人として礼儀と節度を培う      善行…善行を積み社会に奉仕する  
感謝…自然と人の恵みを識り      この世に生を享けた事を喜び感謝する  
基本方針：たくましく、忍耐づよく、思いやりのある人間形成

### ④施設の特徴的な取組

出来るだけ家庭に近い環境を作るために、ホーム制を取り入れ、生活集団を小規模化しています。ホームの児童構成は、2歳～18歳までの縦割り方式を取り入れ、1つのホームで10名前後の子ども達が生活しています。職員は、ホームに2～3名配置しており個別担当制を取っています。今後は、本体施設の定員削減に向け分園型小規模グループケアの増設を目指しの取り組みを進めています。子ども達の思いや自主的な活動を重んじて画一的にならないように、子どものリズムに合わせた生活を大切にしています。

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/6/2
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/2/6
受審回数	2回
前回の受審時期	平成 25 年度

### ⑥総評

子ども・子育て支援新制度において、社会的養護関係施設の家庭的養護の促進が図られ、課題とされる生活グループの小規模化を推進しています。本園では、中・長期計画で子ども達への手厚い養護と望ましい養育の仕方への見通しを持ち、日々力を注がれています。子どものより豊かな生活や自立への丁寧な支援のために現状では行き詰まりを感じる課題への挑戦を小規模化や多機能化に求め積極的に進めておられます。

《特に評価の高い点》

「地域との交流、地域貢献」

子どもが地域との交流を広げることを大切に施設が有する機能を、地域に開放・提供し地域社会における福祉向上への貢献をされています。例えば、子ども達は地域行事に参加するなど地域での活動の場を多く持っています。職員も地域の役員を担当するなど子ども達が交流する機会を広めています。施設の各会議室やホールを開放して地域の福祉向上への貢献に取り組まれています。また、災害時は福祉避難所として被災地の措置児の受け入れの協定も結ばれています。事業方針に地域との関わりに対する姿勢を示し理念の実現に向けての取り組みが見られました

「食育への取り組み」

給食委員会の取り組みは食事をおいしく食べることが出来る工夫や子どもの嗜好や健康状態への配慮・食習慣を修得する為の支援として評価されます。例えば、「食育計画」を立案し実現に向けて具体的な給食指導計画を作成しています。そして、キッチン通信の（年間）発行内容計画で毎月発信する取り組みや各ホームで月2～3回ホーム献立の機会やキッチンクラブの活動で年2回～5回クッキングを計画し、子ども達が立てた献立や買い物・料理をする経験としています。高校生の最終目標は「自立した食生活が営めるようになる」を目指しています。

《改善が求められる点》

「職員の質の向上に向けた取り組み」

「職員倫理要綱」「職員行動規範」で職員の目指す姿を示し、園内研修・園外研修を充実させ、職員の自己研鑽を奨励されていますが、職員個々への育成に向けた目標管理はおこなわれていませんでした。多くの職員ひとりひとりの知識や技術・専門性には差があります。一步一步を推し進める職員個人目標や行動計画の立案、上司による面接がおこなわれ、コミュニケーションによるアドバイスや期待感が得られたら、より自分の進むべき道筋が明確になるのではないのでしょうか。定期的な取り組みを期待します。

「各種マニュアルの定期的な見直し」

多くのマニュアルは整備され、日々の業務にいかされています。見直しは随時されていますが、見直し月日や改訂理由が確認できませんでした。マニュアルの見直し基準を定め、定期的に見直しをされることをお勧めします。

「ワーク・ライフ・バランスに合わせた職員雇用」

会議に参加できない職員には、事前に意見を聞き書面参加も可能にしたり、母体保護の観点から宿直を免除するなど、諸事情に合わせて働き方を変え継続出来るように支援をされています。宿直員や短時間勤務雇用延長制度も設け、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みをしていますが、組織化されていませんでした。宿直勤務や日祝日にはより手厚い配置が必要な職場です。子どもを家庭に代わって養育するという事は育児経験やキャリアを積むことでより良い人的環境が望まれます。いろいろな工夫の中で、長年働き続ける体制を考慮される事をお勧めします。

### ⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価では、自己評価や施設の取り組みなどを時間をかけて見ていただき、評価していただいた点や見直し改善していかねばならない点をはっきり認識できました。評価していただいた点につきましては、継続、あるいはさらに伸ばしていけるようにしていくつもりですし、改善すべき点につきましては、職員全員で取り組み見直ししていく所存です。今後は、第三者評価を受けたことを施設運営の参考にして、子どもたちの処遇改善に取り組んでいきたいと考えています。調査員の皆様のご苦勞に感謝申し上げます。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
理念はホームページや積慶園要覧に明示しており、ホームページでは、創立者の思いも発信している。玄関ホールに理念・基本方針は掲示している。職員には、4月の職員会議で新年度体制・理念・事業方針・事業目標など説明しているのを議事録で確認する。子ども達には、子ども会議やホーム会議で説明している。ホーム内に子どもたちの理解できる文章にして掲示しているホームもある。組織としては子ども達に分かり易く説明した資料は作成されていない。積慶園要覧の改訂・見直しが予定されている。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
施設長は京都市児童養護施設長会議で、社会福祉全体の動向を把握し、児童相談所で支援を必要とする子どもに関するデータを得て職員会議で報告している。地域での特徴や課題は自治会の会議やネットワーク会議で聞いている。これらの情報をもとに子どもの推移・利用率は毎月集計し分析をしている。資金収支など経営状況は、広報誌（積慶園だより）・ホームページでも公開している。「措置児童入退状況報告書」で、京都府・京都市に、毎月報告している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
経営環境や経営状況は書記と施設長が把握し課題がある時は代表者会議（ブロック長・ホーム長・施設長）で問題点について話し合い職員会議で施設長から報告している。理事会は定期的に開催し、課題について共有しているのを議事録で確認する。課題としては毎月の光熱費の検討・ホーム毎の旅行の予算的な事・人材確保の協力や理解についてなどがある。これらの内容は、現場での会議や書記とも話し合い、代表者会議で検討し課題・問題点を出し合っ解決策を導き出している。理事会でも共有している。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
中・長期計画は「家庭的養護推進計画（平成27年～平成41年）」を3期に分けビジョンを示している。本体施設の小規模グループ化・分園型小規模グループケア施設の設置・分園化に向けた職員の増員・ファミリーホーム（定員6名）の開設・地域支援・専門職員の充実・職員の資質向上や確保などを計画している。本体施設の小規模グループ化では、定員数を徐々に減らし、1ユニット6～8名の実現を目指している。収支計画も策定している。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
単年度の事業計画は中・長期計画を反映した各委員会（事業委員会・研修委員会・処遇委員会）の計画の中に具体的に明記されているが、単年度の事業計画としては纏められていない。数値目標や具体的な成果を設定した「単年度事業計画」として策定されることを期待する。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
4月の各委員会（事業委員会・児童処遇検討委員会・研修委員会・食育委員会）で事業計画を立案し実施している。職員会議で周知し理解を促している。例えば、食育委員会では、毎月「キッチンクラブ通信」を発行し、手洗いの励行や水分補給を呼びかけ、キッチンクラブへのお誘いを載せている。栄養士が担当しているキッチンクラブには参加者が増えており、従来の調理場とホーム内のキッチンを使用しての料理教室も開催している。事業計画は、一年を通し随時振り返りをおこなっている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】		
保護者には事業計画・年間行事計画は欲しい方には渡し、全員への配布はしていないが、事業計画の柱になる「ユニット化に向けて家庭環境に近づける努力をおこなっています」と説明をしている。行事案内は随時おこない、ポスターでも周知を図っている。学校・幼稚園行事は伝達事項を渡し参加を促している。分園型小規模グループケアへの移行にあたり、子どもが移行時には混乱しないように説明をしている。保護者・子どもへの分かりやすい説明資料は確認できなかった。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
自立支援計画は、入所時に子どもの担当職員が自立支援計画を立案し半年後（9月）の見直し・年度末の最終振り返りで5月の更新につなげている。立案した自立支援計画はホーム会議で担当職員・家庭支援専門相談員・心理士・ホーム長・主任が出席して、それぞれの専門的立場から検討している。また、困難なケースは児童処遇検討委員会や定期的に来て貰っている専門家とのケース会議で検討し園長も入る職員会議で周知している。1年間の推移を「児童福祉施設入所児童現行報告書」にまとめ児童相談所に送付している。自己評価は毎年実施し、第三者評価は3年毎に受審している。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
自己評価や第三者評価は職員会議で報告し周知しているが、自己評価・第三者評価の課題の文書化と改善への取り組みが出来ていなかった。サービス評価委員会を設置しているが、継続的審議はできていない。各委員会や職員会議で課題をあげ改善策を検討する仕組みはある。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
施設長の役割と責任を職務分掌で明確にし、職員会議・主任会議・理事会で自らの責務（有事時を含む）について表明し周知に努めている。広報誌（積慶園だより）でも発信している。各種災害マニュアルに施設長の役割と責任が明記されている。不在時は主任・副主任の判断で対応する事を、全職員に知らせている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】		
施設長は京都市の施設長会議や全国規模で行われる社会的養護施設長研修に参加し、遵守すべき法令を把握している。利害関係者とは適正な関係を維持して運営をしている。研修受講後や法令改正の時は職員会議で周知し資料はファイル化し、福祉関係の法令は図書室と会議室に置き、いつでも閲覧できるようにしている。リスト化や福祉関係以外の法令・通達などの職員への周知に向けて具体的な取り組みが期待される。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
施設長は職員会議や各種委員会への参加や分園のホーム会議（けやきの家・チャムチャムホーム）に出席し、本園のホーム会議の報告は主任から受けて各部署の現状把握をしている。専門職会議でも話し合い、改善の為の具体的な提案を明示するなど指導力を発揮している。職員アンケートで「子どもの対応に困った時やホームへの助言などをして頂いています」との意見が多く、アドバイスが的確に行われているのが確認できた。施設長は外部への会議や研修会にも参加して自己研鑽に励んでいる。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
書記は経理と一般事務を担当し、施設長は運営管理全般を把握している。職員会議で経営に関する現状報告を随時おこない、施設内に同様の意識を形成している。職員が働きやすい職場体制への工夫として、職員会議への書面参加や朝の忙しい時間帯の職員雇用などを行っている。		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】		
職員定数は基準があり計画もできている。職員の確保が追いつかない現状もあり、求人は大学に出したり、良い人材を求め実習生やボランティアにも声をかけて人材確保に努めている。急に欠員が出た場合は、他の職員が補う応援体制もとっている。時間外勤務は必要以上は行わない方向で、多忙になれば非常勤で対応している。掲示板への張り紙で地域の人材も募集している。基幹的職員・家庭支援専門相談員・心理療法担当職員里親支援専門相談員などが専門職員としての機能を活かし人員体制の充実に努めている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】		
期待する職員像は「職員行動規範」・「倫理規範」で明確している。就業規則に人事基準を明記して、他のマニュアルと一緒にファイル化し職員には入職時に渡し研修で周知している。マニュアルをファイル化した冊子を職員は1冊ずつ持っている。キャリアパスや人事考課は実施していない。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
施設長は職員の相談に随時応じており、個人面接の機会も設けているが、定期的ではない。会議に参加できない職員には、事前に意見を聞き書面参加も可能にし議事録には確認印を受けている。母性保護の観点から宿直を免除するなど、諸事情に合わせ、働き方を変え継続を支援している。宿直員や短時間勤務雇用延長制度も設けている。福利厚生は共済会・ソウエルクラブへの加入で心の相談などを外部機関で受けることが出来る。職員会で、旅行・食事会・忘年会・歓迎会などを計画し、職員間の親睦を図っている。定期の健康診断・インフルエンザ予防注射を受けている。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みはしているが、組織化していない。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】		
理念・基本方針に沿った事業計画を立て「期待する職員像」も明確にされ職員が同じ目線をもって日々努力されているが、職員ひとりひとりの目標設定の体制や仕組みが確立していないので、今後の課題としている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】		
「期待する職員像」を示し、自己研鑽を奨励している。研修委員会では、園内研修プログラムを作成し実施されている。園内研修では新人教育に重点を置いているが、外部講師による勉強会や施設見学も組み込まれている。外部研修も周知し参加を進めている。施設内・外研修ともに報告書の提出や伝達研修が義務づけられている。		

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】	
<p>新人研修は入職前から研修が組まれており、仕事に慣れるまでは1対1で指導にあたっている。指導者が認めたら宿直指導に移っている。新人研修やテーマ別研修は内部でおこない、階層別研修・職種別研修は外部研修で受けている。研修委員会では研修出席の少ない職員には促しを行っている。専門家に学ぶ「ケースカンファレンス」も定期的開催されており学びの場は多い。職員別研修履修表が作成されており、自分がどの段階での勉強中かの把握はできている。</p>	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】	
<p>実習生受け入れは併設の乳児院と共通で実習生受け入れの基本姿勢を明示しマニュアルは整備している。実習に入る前のオリエンテーションで個人情報保護の説明もし同意書を貰っている。実習中に学校側からの巡回もあり、実習内容全般が学べるプログラムを策定し適宜振り返りをおこなっている。社会福祉士相談援助プログラムを作成している。保育士実習プログラムは一部見直し充実を図った。実習指導者には事前教育をおこなっている。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】	
<p>理念・基本方針を明記している「ホームページ・積慶園要覧・積慶園だより」で事業全般の情報も公開している。玄関に苦情受付を掲示するとともに、入所のしおりにも明記している。苦情や意見に対して、苦情解決委員会で図られたことは、「積慶園だより」で公表している。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】	
<p>書記の業務を事務・経理として「職務分掌」に明記し職員に周知している。また、職務分掌(2)の中で事業費を細分化し、職員が担当をしている。例えば、給食費・保健衛生費・被服費・日用品費・消耗品費・器具什器費・教育費・教養娯楽費・教育娯楽費・児童活動費・訓練活動費の担当者を決め、担当者は予算を計上し、理事会の承認を得て年間経費を使用後、収支決算をおこなう等、職員は経営に参加している。内部監査は年に1回監事により実施している。財務は税理士による外部監査を受けている。</p>	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】	
<p>事業方針に地域との関わりに対する姿勢を示している。地域と合同で、少年補導キックベースボール大会・餅つき・ラジオ体操(小規模のみ)自治連合会早朝清掃活動・区民体育祭に参加している。職員は体育振興会のリーダー・少年補導委員・地域委員・登校見守り隊などを担当している。(小規模施設では、町内の組長も順番に担当している)子どもと一緒に買い物や通院など日常的な支援をおこなっており、通院は個々の状態に合わせて地域の医者や嘱託医・専門医などにかかっている。学校の友人とは常に行ったり来たりしている。</p>	
② 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】	
<p>ボランティア受け入れについては施設長と主任を担当者とし基本姿勢や受け入れ手順を明文化している。ボランティア受け入れのマニュアルに沿って事前説明はおこない、個人情報保護・守秘義務の同意を得ている。子ども達には事前説明をおこなっている。理容・書道・茶道・ヨガ・学習補充・読み聞かせ・生活支援・縫製グループなど多くの方々を受け入れている。中華料理の提供もある。ボランティア対象の研修はオリエンテーションの時におこなっている。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
業務日誌の前部に各関連事業所の一覧表を挿入し、事務所やスタッフルームに置き個々の子どもの状況に対応している。幼稚園・小学校・中学校・高校などは養護日誌にも記入してスタッフルームに置いている。学校（小学校・中学校・高校）幼稚園とは定期的に連絡を取り合っている。西京子ども支援センター・社会福祉協議会・保健センター・病院・児童館・幼稚園・保育園など檜原学区内の子どもに関わる関係機関や施設が集まり23団体とネットワーク化に取り組み常に連携のとれる体制を構築している。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
【コメント】		
体育振興会や自治会の会議に図書室やホールの貸し出しや社会福祉協議会の事業で民生委員の「すこやかサロン」をホールで開催している。また、地域の有志サークルが卓球を楽しむ場としても開放している。つどいの広場で講習会をしている。施設は災害時の福祉避難所に指定されており、区内の緊急時には人材派遣などの役割を担っている。又、災害時には他施設の措置児童を5人受け入れる協定を交わしている。子ども110番として登録するなど、地域に開放・提供する取り組みを積極的におこなっている。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
西京区ネットワーク会議や檜原子育て支援連絡会で、民生委員や児童委員と定期的に意見交換がおこなわれており、福祉ニーズの把握をしている。職員の地域活動や自治会、または、つどいの広場開催時に相談を受けることが多くある。これらで把握した福祉ニーズにもとづき事業計画を作成し実施している。平成4年から取り組んでいる地域の子育て支援活動「ピヨピヨ教室」は地域のニーズに基づいた地域貢献事業として実施している。		

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
子どもを尊重した養育支援の基本姿勢は、理念・事業方針・行動規範・倫理綱領で明示し職員は内部・外部研修で学ぶ機会を得て理解し、実践するための取り組みをおこなっている。各ホーム会議で日頃の子どもの様子や意見・要望を踏まえ検討をしている。お看経（おかんきん）時や子ども会議（3年生以上）で子どもが積慶園の生活の中でここにも良いと思ひ、その中で自己表現しても良いと思ひになれるように話し、子どもの思ひを聴いている。意見箱でも子どもの気持ちを知ることができる。子どもからの意見は児童処遇検討委員会で検討し本人を尊重した上で図書室に掲示している。職員はスーパーバイザー体制が整備されていないので、現状の振り返りをする機会や評価する場が少ないと評価している。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】		
職員行動規範で明記しているが、プライバシー保護マニュアルは作成中である。職員が居室に入る際は目的をはっきりさせ、写真や私物など他人に見せる時は子どもの了解を得るなど、こどものプライバシーが守れるように配慮をしている。中・高生の個室化を目指しているが、ハードの面で個室が保障できない中・高生には、空間の間仕切りをする事でプライベートの空間を保障出来るように取り組んでいる。子どもには適宜話をしており、トビラの「生教育＝生きる教育」の中や「虹の輪」でもプライバシーやプライベートゾーンについての教育が段階的に組み込まれている。保護者には面会時に説明している。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
見学者の窓口は施設長・主任が担当し「積慶園要覧」や「入所のしおり」・「広報紙」・パワーポイントで紹介している。入所予定の子どもや保護者には個室で丁寧な説明をし、心配事や不安などが軽減するように質問には丁寧に答えている。入所のしおりは利用の手続きや生活全般についてイラストや図入りで説明している。ホームからの提案で「入所のしおり」は処遇検討委員会で現在内容を検討中である。		

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	--	---

【コメント】

養育支援の開始に当たっては保護者子どもには「積慶園要覧」や「入所のしおり」・「広報紙」・パワーポイントで紹介し、子どもには年齢や理解度に合わせ話をし、内容は子どもの個人記録に残し了解を得たことも記載している。意思決定の困難な子どもや保護者については、児童相談所と共により丁寧に説明をする等の支援をおこなっている。

③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
---	---	---

【コメント】

子どもの退所にあたっては、「退所についてのマニュアル」を作成し、家庭支援専門相談員や子どもの担当者が中心に準備をおこない児童相談所が招集した関係機関とのケースカンファレンスをおこなっている。また家庭に引き取られるときは、保護者を支援している関係機関もカンファレンスに参加している。家庭への引き取りや転園に関しては「退所（引き取り）についてのチェックリスト」に沿い、子どもが徐々に受け入れて理解できるように説明をしている。関係書類・アルバムなどを引き継いでいる。退所後の相談窓口は家庭に帰る時は家庭支援担当者、転園の場合はホーム担当者を窓口としているが、記載した文書が無く組織としての支援体制が不十分である。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者  
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

子ども会議（年2回）で生活を検証しているが、会議のメンバーは処遇検討会で集団の大きさを考えたり、年齢別などの組み合わせを変えて意見が出やすい工夫をし日誌に記録をしている。また、自立支援計画見直し時に子どもの思いを聞く機会を年2回設けている。意見箱も有効に活用されている。さまざまな意見を把握して個別面談をしたり、処遇検討委員会で分析・検討し改善できるところからおこなっている。ハード面においては予算的な面もあることを、子どもには説明している。進路指導時は頻繁に面接を行い希望に沿う支援をしている。深夜などに相談しにくる子もいる。気になる子どもは心理士の「安心ミーティング」を受け、個々に合わせたプログラムになっており記録に残している。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

苦情解決の体制が整備され苦情解決委員会を定例会議を年2回また、必要に応じ開催されルールに添って解決に結び付けている。苦情解決の体制は玄関ホールと掲示板に掲示している。子どもには「権利ノート」を渡し、相談窓口があることを説明し、保護者には、「入所のしおり」に記して説明している。電話での苦情は施設長や主任・家庭支援専門員が対応し処遇検討会で検討している。苦情は迅速に対応するようにし、保護者には来所してもらい直接伝えている。子どもにも直接本人に伝えるが、全体的な事はホームで説明している。子どもの苦情は図書室に掲示している。苦情は個人が特定されないように配慮した上で広報誌で公表している。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

子どもには権利ノートの説明時に困ったことや思っていることは「施設の大人誰にでも相談して良い」ことを説明し権利ノートに相談の窓口が明記されている。段階的におこなっている生教育「トビラ」を使って話しをしている。子どもが相談を申し出たときは、会議室や相談室など個室でおこなうようにしている。保護者には「入所のしおり」で説明し苦情解決の体制は玄関ホールと掲示板に掲示している。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

職員は日々の養育支援の中で、子どもの発する信号はしっかり察知するように日常生活で気をつけ相談し易くしている。子どもの権利ノートには自分の意見や希望が大切にされること、他人の意見も大切にすること、心配や気持ちしがしんどくなったら施設の人に話しても良いことなどが明記されている。「外出したい」との子どもの申し出によっては、児童数も考慮しながら他部署の協力を得てでかけている。意見箱は図書室に設置している。利用は多くあり毎月の処遇検討委員会で検討し改善に努めている。マニュアルは「児童意見箱に関する事項」は作成されているが、他の相談などへの対応を定めたマニュアルが整備されていない。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 事故防止マニュアルや緊急時の対応マニュアルを作成し人身事故・物損事故・児童の怪我・車両事故対応についてのマニュアルを作成し連絡体制も明確にしている。ヒヤリ・ハット検証委員会は年1回と必要時に開催しヒヤリハット体験報告をもとに事後改善対策について話し合っている。事業委員会のなかで遊具点検をおこなっている。ヒヤリ・ハットの判断基準が職員によってばらつきがあったため、代表者会議で事故関係書類の見直しをおこない「インシデント・アクシデント報告」と1枚にし書きやすく分かりやすく更新している。集計・分析まではできていない。リスクマネジメント委員会を設置するなどの体制は整備されていなかった。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 職員の役割分担で医療担当を1人任命しており、各ホームにも1人ずつ医療担当を置き、連携をとっている。京都市から感染症に関する情報提供の有った時は、施設長から朝礼で伝達され、ファイル化してスタッフルームに置いたり、各部署で掲示し注意を促している。情報や感染症マニュアルを使い、医療担当は伝染病疾患について症状・潜伏期間・登校の日安などを知らせている。嘔吐・下痢が集団的な時は、保健所に連絡している。マニュアルの定期的な見直しや感染症委員会などの組織化ができていない。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
【コメント】 防災委員会が設置されており、防災マニュアル・地震マニュアルは整備している。年2回消防署立ち合いのもと昼夜を想定した火災・地震訓練を子どもと共におこなっている。職員で自衛消防隊を組織化し地域の防災訓練に参加している。子どもの状況が分かるホーム日誌の持ち出しや1階事務室にも児童票一覧を置き子どもの所在が分かるようにしている。備蓄品（簡易トイレ・フランクット・ヘルメット・備蓄食3日分）などで備蓄リストを作成している。	

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】 職員全員に配布されている「ハンドブック」内に、養育・支援に関する各種マニュアルは収められている。これらは、新人教育や日々の実践・研修にいかされている。子どもの尊重・プライバシー保護・権利擁護の姿勢も細やかに記されている。ホーム会議・職員会議・ケース会議でマニュアルに添って実施されているかの確認をしている。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 新採職員研修で各種マニュアルを使い説明するが、不備なところが見られるので今後全体的に見直ししていく予定である。保護者の意見を取り入れ「入所のしおり」内容を更新している。また、自立支援計画の状況も踏まえマニュアルの検証をおこなっている。マニュアルの見直し基準や見直し月日・改正理由が確認できなかった	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 自立支援計画策定の責任者は子どもの担当職員である。児童相談所援助指針票・一時保護児童観察記録・医学判定書などや、入所時の様子観察記録表・心理士による心理判定書・保護者の意向を踏まえ、ホーム会議（家庭支援専門相談員・担当保育士・心理士・栄養士）を開催しアセスメントの協議を実施している。アセスメントを基に、子ども・保護者の意見が明示された自立支援計画書を立案し、毎月のホーム会議で検討している。ホーム会議は2ホーム合同でおこなっており、各専門職の参加がある。困難なケースは、専門家に指導を受けるケースカンファレンスでアドバイスを得ている。子どもには支援計画作成時に話し同意を得ている。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 自立支援計画は、6か月ごとに見直している。見直し前には、子どもの意見・要望を聞きとっている。見直し内容はブロック会議や職員会議で全職員に周知させている。自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みは整備されていなかった。	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
【コメント】	
ホーム毎の養育日誌に日々の記録を記入し個人記録に転記している。ケース記録の書き方は「児童養護記録一覧」でマニュアル化され、記録の統一を目指し上司からの指導がある。保護者からの伝言は赤字で書いている。情報は日誌に書いて朝礼や申し送り時に報告している。	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】	
個人情報保護管理規定・文章管理規定が整備されており、研修や会議などを通し職員に周知させている。退職後においても守秘義務があることを説明している。現在の情報時代を踏まえSNS通信などの取り扱いを盛り込み新ルールを作成する予定である。保護者には「入所のしおり」で入所時・面会時に説明している。子どもには携帯電話を持つ時に注意喚起をしている。	

### 内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】	
養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益に繋がっているかどうかを、自立支援計画の中で振り返り検証している。スーパービジョン体制については、年4~5回専門家に来て貰ってケースカンファレンスに取り組んでいる。しかし、タイムリーに受けられないとの意見があり不十分としているが、施設の中でも基幹的職員や臨床心理士・家庭支援専門相談員・里親専門相談員の配置が出来ていて常にブロックホーム会議・職員会議・ケース会議で子どもの最善の利益になっているかを検証する場を持ち真摯に向き合っている。	
② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】	
子どもの発達段階や状況に応じて、ホーム会議や「トビラ」学習を実施するに当たって、処遇検討会で協議し子どもの心情に合わせて取り組まれているのを児童記録により確認した。個別の事情に応じて、子ども・保護者それぞれがセラピーを受ける事もあり、子どもの気持ちに寄り添いながら経過を見ている。	
(2) 権利についての説明	
① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】	
「トビラ」学習＝生きる力を付ける「生教育」の取り組みの中で権利についても話し合っている。「トビラ」の学習は平成25年度から始め、就学前の年長児から学年や理解度に合わせてグループで取り組んでいるが、子どもの成長や生い立ちなどを振り返りながら必要に応じて、一人での学習や回数などを考慮し実施している。どの職員でも実施できるように研修委員会で資料を作成し進行状況を確認している。「トビラ」についての職員研修も年間計画で位置付け、学習の機会を持っている。	
(3) 他者の尊重	
① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】	
職員と子どもが個別に触れ合う時間は、小さい子どもは寝かせつける時、大きい子どもであれば小さい子どもが寝静まってからなど、子どもが心を開きやすい時間を大切にしている。トラブルの際は、基本的には両方の言い分を聞き、お互いの思いを受け止めるようにしている。感情が高ぶって暴れる状況の場合は、空いている部屋でクールダウンができるようにしている。他の部屋に連れて行く場合でも1人にせず、他の部署から応援を頼み対応するようにしている。 ホーム内の子ども間で心地よく過ごすためにお互いにどのようにしたら良いかなど話し合っってホームの約束ごとを子どもの手で貼り出してしている。	

(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 「就労規則」や「管理規定」の方針にも具体的に明記され、制裁事項もコンプライアンス規定の違反行為の処理に記載されている。新採研修・「トビラ」の勉強会・ケースカンファレンス・法人人権研修で振り返っている。また、被措置児童等虐待防止ガイドラインも設置されている。今までに虐待行為や施設内の不適切な行為はなかった。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 「トビラ」学習の中で不適切なかかわりに対して子どもに周知したり、自分を守るための知識を学習している。不適切なかかわり方の防止に努め出来るだけ養育を複数でかかわっていく事を大切にしている。コンプライアンス規定（コンプライアンス違反行為の処理）で不適切なかかわりを発見した時の改善措置について明記してある。		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】 被措置児童等虐待が疑われる事例があった場合は、施設内で検討し第三者の意見を聞くなど迅速に対応するシステムはあるが、マニュアルが整備されていない。子どもには権利ノートを配布し子ども会議やホーム会議で説明している。また、コンプライアンス規定の内部通報に届出者・通告者が不利益にならない旨が明記されているが活用されていなかった。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 保護者等の思想信教によってその子の権利が損なわれないよう、集合写真などにはその子が映っている写真と映っていない写真を2通り用意して、子どもの気持ちを大切にしながら、その子の権利も守っていけるように配慮している。 [おかんきん]の参加は強制はしていない。心穏やかに1日を振り返れる時にしているが、参加はその子の自由意思に任せている。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】 入所時、心理士が子どもの心のケアを行って不安感を理解し受け止めている。入所時の子どもや保護者への手順は「入所のしおり」に添って行っている。入所時にはホームごとに飾りつけをしたり、好きな食べ物を準備したり、シーツやまくらなど好きな模様で揃えたりなど、子どもの不安解消を図っている。これらは、施設全体ではなく、子どもが生活するホームごとに行っている。在園中に生い立ち整理の手段としてアルバム作りなどを一緒におこなっている。		
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 ホーム会議や子ども会議で、生活改善に向けて話し合いが行われ、決められた事を守れるように各ホームで貼り紙をするなど工夫して実施に繋げている。生活の日課の見直しも子どもとの話し合いで決めて、養護日誌に記入している。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】 余暇の使い方として、事業所内活動（茶道教室・ヨガサークル・釣りクラブ・書道教室・園芸クラブ等）を利用したり、学校のクラブ活動（ミニバスケット・バレーボール・和太鼓等）や児童館行事（オセロ大会・卓球大会等）そして地域の活動にも積極的に参加している。また、費用が掛かることなどで希望に添えない事もあるが可能な限り応えようとしている。中学生はクラブ活動に参加している子どもが多い。高校生はアルバイトをしている子どもが多く余暇を自分なりに考えて過ごしている。 食事の準備など、年齢に合わせて出来る事（食器運び・テーブル拭き・盛り付け等）を当番制にしているホームやその時々で手伝う形にしているホームなど各ホームで相談し主体的に進めている。中高生は弁当も各自で詰めているが、一工夫する子そのまま持って行く子とさまざまである。夜食は自分で作っている。 洗濯や食器洗いなども担当者が一緒に手伝いながら年齢に合わせて自分で出来るようにしている。		

<p>② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。</p>	b
【コメント】	
<p>子どもの発達段階に応じて金銭感覚が身に付くように、職員と共に自分で小遣い帳をつけている。職員と一緒に買い物に行ったり、お小遣いでひとりで買い物をしたりしている。自立を控えた子どもには、一定の生活費で生活する体験（個別の場所が確保できないため）は出来ていないが、ホーム献立ののホーム調理時に、一定の金額で自分のホームの献立を考えたりする経験はしている。自立に向けて学ぶプログラムは作成していない。金銭の取り扱いについてのマニュアルは作成している。</p>	
(8) 継続性とアフターケア	
<p>① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。</p>	b
【コメント】	
<p>家庭復帰にあたっては、親の意向を聞きながらホームの担当職員や家庭支援専門相談員と共に話し合い、復帰後の生活を検討している。退園時のカンファレンスはしている。家庭復帰後の状況把握や支援方法などは、年度をまたぐと他機関の担当者が変わったり、保護者も転居で行政区が変わるとの状況で把握が難しい。そのような中で、他機関との役割等を明確にすることも難しい現状である。何時でも相談に来られることを退園時に子どもや保護者に伝えているが、担当者が個人的にアフターフォローをしていて組織的には取り組めていない。中・長期計画にアフターフォロー体制の整備を記載している。</p>	
<p>② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。</p>	b
【コメント】	
<p>卒業してから公平なスタートが出来るまで措置延長をおこなった事はある。措置延長の必要性は十分分かっているが、おこなっていない。中・長期計画で継続支援の計画をしている。</p>	
<p>③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	b
【コメント】	
<p>退所後の生活に向けて、金銭管理やATMの使い方・料理・洗濯など自分の身の回りの事が出来るように支援をしているが、個々の職員の力量に任せている。施設として組織化した取り組みにはなっていない。退園後の相談窓口は退園時のホームの担当者が不安な気持ちを聞いたり、対策を考えるなど相談に応じ支援している。アフターフォローの記録はとっている。退園者の状況把握に努めアフターフォローや就職先の連絡などにも対応しているが、組織化した取り組みには成っていない。退園者が集まる機会はYOU・友フェスタを毎年11月の第三日曜日に決めて開催している。退園者と職員・在園児が交流する機会とし、日が決まっているので大勢の退園者や辞めた職員も来園している。</p>	

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	b
【コメント】	
<p>子どもを理解するためにホームでの会議や処遇検討委員会・代表者会議など臨床心理士や家庭支援専門相談員の参加のもと話し合わせ、子どもの感情や言動をしっかり受け止められるように努めている。その様子が個人記録にも記されている。意見箱を設置して子どもの意見要望には耳を傾け、その後の改善策も図書室に張り出すようにしている。子どもへのアンケートは実施していない。子どもの成育歴を話す前後は臨床心理士によるセラピーを定期的に行い、子どもの心の動きに寄り添っている。</p>	
<p>② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p>	a
【コメント】	
<p>子ども一人ひとりの要求の把握は、担当制でホームが縦割りのため、小さい子どもと大きい子どもの生活の時間に差があるので1対1での係わりも多く持っている。個別的に触れ合う時間としては、定期的な個別の外出や就寝時により添う等、意識して取り組んでいる。夜の体制は、2ホームを1名で見ているが通路を開けるなどして目が届くようにしている。また22時30分と24時には見回りもし安全の確認をしている。</p>	

<p>③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもを見守る姿勢は、幼稚園から帰ってきた子どもへの接し方で、強要することなくいま何をしなければならないかを気づかせるようにゆったりとした係わりを見させて貰った。現在、職員は基準以上に配置しているが、より手厚く援助できるように配置していた朝の短時間の職員が補充できず厳しい状態である。特に、朝の忙しい時間帯は子どもを十分に掌握・援助していくのは厳しい現状である。募集中である。</p>	
<p>④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	b
<p>【コメント】</p>	
<p>同施設内の保育園がなくなり、幼稚園に入園できない年齢の子ども（現在3名）が、職員と一緒に散歩に出かけたり遊んだりしているがプログラムが作成されていない。幼児・小学生の子ども遊びを保障するためのボランティアが少なく、実習生や大学などにボランティアの募集をし、体を使った遊びをしてくれる若い方を希望している。学習補充のボランティアには来て貰っている。日常生活の中で子ども達のニーズとしては「ボール遊びが自由にしたい」との希望で、フェンスを高くして対応した。</p>	
<p>⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	b
<p>【コメント】</p>	
<p>職員倫理綱領「職員行動規範」が明確に示され職員の振る舞いや態度で模範を示そうとしている。社会生活の規範など守るべきルールをわかりやすい掲示物の取り組みについては、ホームによって配膳時の食器の並べ方や手洗いの方法を張り出し、子どもがそれらを習得できるようにしているが、全体的な取り組みにはなっていない。子ども達は廊下やホームを訪ねた時も気持ち良く挨拶をして迎えてくれた。</p>	
<p>(2) 食生活</p>	
<p>① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>食事は基本的にはホームごとに皆で一緒に食べているが部活動やアルバイトなどで時間に帰れない子には適宜対応している。食事中は、学校の話や友達の事が話題で子ども同士のコミュニケーションの場になり、リラックスして食べられるようにしている。食事を楽しむ多様な機会として、外食をする機会は少ないが、小規模グループホームからたこ焼きパーティなど招待してもらって楽しんでいる。</p>	
<p>② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>給食委員会は毎月の会議で、食（献立作成・残食・障害や疾病・アレルギー等）全般に対する話し合いが行われている。年1回子どもに嗜好調査で好き嫌いや食べてみたい食品・献立などを聞き反映している。子どもの健康状態に応じ、熱や下痢の時など細やかに特別食を作る等で対応している。各ホームでは検食簿が付けられ、栄養士が総合的に給食日誌に記録をし、残食も記入している。</p>	
<p>③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。</p>	a
<p>【コメント】</p>	
<p>毎年度食育計画を作成し、具体的な給食指導計画を掲げ、目標達成に向けてキッチン通信の年間発行内容計画を作成している。その内容は目標・テーマ・行事・伝承・旬の食品等、その時々で子どもや職員に知ってもらいたい事を記載し、毎月発信して食育の推進に繋げている。各ホームで月2~3回ホーム献立を実施し食品の買い足しや調理・配膳・後片付けは、ホームごとに子ども達と話し合いながら取り決めている。子どもの年齢差もあるが、調理技術や準備・片付けの習慣が習得できるようにしている。キッチンクラブの活動として年2回~5回子ども達の年齢構成などに合わせてクッキングをしている。子ども達で献立作成や買い物・料理をする経験の機会にしている。</p>	
<p>(3) 衣生活</p>	
<p>① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	b
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもは自分で衣服を選んで着替えているが清潔なもの・季節にあったもの、TPOにあった服装ができるようにし、名前などは目立たないように記入している。子どもの好みに合わせて一緒に衣服を購入し自己表現が出来るようにしている。衣類の整理や保管など、衣習慣については自分で判断できる力を持っている子どももいるのでもっとかわらせなくてはと考えているが出来ていない。</p>	

(4) 住生活		
①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】 庭には実の成る木が植えられ、ボランティアの方にきれいに手入れをしてもらっている。共有スペースの清掃は職員皆で行い清潔に保たれている。居室は、明るく生活感が感じられる。トイレは子ども用が無いが、使い方の工夫をしている。冷暖房設備は空調とストーブで快適に過ごせる様にしている。破損個所については壊れたままにしておかないで、出来るだけ早く修繕している。居室の清掃はホームの職員の管理のもと子ども達と共におこなっている。		
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
【コメント】 小学生は机を置き個々のスペースがあり、自分の大切な写真を貼ったり大事なものを置いておくスペースを確保している。居間から襖をあけると見える位置に在り職員の目が届き易い。中高生の一部の部屋は家具で仕切っており間からお互いが見えるが、個人の空間を確保している。中・長期計画で今後小規模化に向けての計画が進んでいるので、個人の空間の確保に繋げていきたい。		
(5) 健康と安全		
①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 ホームの担当職員は子どもの健康状態の保持や衛生について把握し、自立に向けて見守りや必要な処は手助けしている。異常があれば日誌に記入をしている。入浴は毎日入り、部活動やバイトなどで遅くなる子どもにも配慮している。施設内の危険箇所・物は、扱い方を教えたり、片づけ方を工夫したりしている。例えば、キッチンの包丁は上の棚に片づける、はさみ・ナイフ類は部屋に置かない、ストーブがついている時は線の中に入らない、子どもが小さければガードを置く等子どもの状態に合わせて対応している。交通ルールについては施設の前の道を渡る時も必ず横断歩道を渡るように伝え、行事やお出かけの時には実地指導している。「児童の引率についてのマニュアル」を作成している。		
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 公的な予防接種の一覧表がありそれぞれの受診状況が把握できる。インフルエンザ等については個人記録に記載されている。健康診断は年2回受診している。学校の健康記録や幼稚園の愛育手帳などに身長・体重を記入し健康状態の把握をしている。薬は、各ホームの鍵がかかるロッカーに入れ、服薬時は子どもが薬の必要性を理解する事を大切にしている。年1回嘱託医による医療や健康に関する職員研修で事前に質問した内容について講義を受けている。「医療についての考え方」を記入したマニュアルを作成している。		
(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】 「トビラ」学習で人権・生・性・人を大切にする事を子どもに良く分かるように話し、「虹の輪」で自分を中心に配置し自分と他人の距離感を視覚化する事が出来るようにして、性についても子どもと向き合って話をしており、子どもに良く分かる「トビラ」や「虹の輪」の教材を作成している。職員向けの「人権研修」や「トビラ」の学習は嘱託医や専門家や臨床心理士を中心に1年を通して学んでいる。子どもに自己肯定感を持たせるようなコミュニケーション方法や自分も友達も大切に出来る子になって欲しいとの願いを持ち取り組んでいる。		
(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】 個人のもをを所有することは自己形成にとって大切なことは良く分かり、自分のものを大切にすることで他者の物や公共物を大切にすることを育てることに重きを置いている。日用品（箸・コップ・衣類・布団・シーツ・枕・シャンプー・歯ブラシ・学用品等）は個人所有になっていて、衣類や趣味のもの・玩具が保管できるロッカーや筆筒を整備している。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
【コメント】 子どものアルバムは、年齢によって職員と共に整理し成長の過程を職員と振り返っている。アルバムは自分で管理したり、スタッフルームの棚に置いている。自由に見たい時に見ている。調査員にも顔を見るなり、個々にアルバムを出して来て説明しながら見せてくれた。施設の退園時にアルバムが渡されている。		

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
---	--	---

【コメント】

子どもの暴力や不適応行動がホームであった場合は、他の部署（隣室の指導員・基幹的職員・心理療法専門担当職員・家庭支援専門相談員等）からの応援を受け、行動を起こした子には、クールダウンするまで別室で話し、根本的解決を探るために心理士によるセラピーを行っている。また周囲の子どもにも配慮をし、心理的ケアをするなど施設全体で取り組んでいる。児童相談所や関係機関と協議を重ねている。援助技術の研修は外部研修で受けているが、今後さらに研修の充実に向けた取り組みを期待したい。

②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】

ホーム会議や子ども会議で意見を聞いたり言える経験をし、表現できることで自信が持てるようにしている。一人ひとりが大切にされることで自分の居場所が見つけられ、情緒の安定した生活が過ごせるようにし、自分が大切にされる事で他人にも優しく穏やかに係わることが出来るようにと、日々子どもとかかわっている。職員は内部研修で「日課に伴う職員の配慮事項」や「トビラ」についてグループディスカッションをし「施設の中で大切にすること」や「ケースカンファレンス」で子ども達の気持ちへの配慮事項を学習している。ホームのメンバー構成や子ども同士の関係性を把握して穏やかな生活が出来るように配慮している。暴力やいじめが発覚した時は施設長を含んだ職員が一丸となって子どもにどのような支援が可能かを検討している。

③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
---	--	---

【コメント】

保護者の強引な引き取りの可能性のある場合は、処遇検討委員会で対策を立て職員全員に連絡し、朝礼・職員会議で周知している。警察には事前に連絡を行い内容によっては見回りをしてもらい強引な引き取りを未然に防いでいる。園内の施設についても出入り口を1カ所にし6時30分には施錠をするなどその時に応じて適切に対応している。

(9) 心理的ケア

①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

心理的ケアが必要な子どもには自立支援計画に基づき心理支援プログラムが作成され週1回セラピーを受けている。心理士とホーム担当者間はミーティングで課題を見つけて心理療法の振り返りを行っている。職員研修は内部研修・外部研修に参加している。施設内に心理療法室を設置し職員の臨床心理士や専門家のカウンセリングをおこなっている。児童相談所と連携している。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
---	-----------------------------------	---

【コメント】

中学校とは十分に連絡を取り、夏休み・定期試験前に3日間の中学校の先生の学習補充があり、個別に見て貰っている。また、中高生の希望者は学習塾利用への補助があり利用している。小学生（3年生まで）については、元小学校の先生4名が週1回ボランティアで来ていただいている。学習スペースとして試験前には図書室を利用しているが、個別の学習室は用意できていない。

②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
---	--------------------------------------	---

【コメント】

進路指導への支援は、個人面談で学校の案内や必要な資料を提供したり、オープンキャンパスに行ったりしている。面談内容は個人記録に記載している。進路決定はその子の希望した学校に行けるように十分話し合い他機関とも相談して決めている。中途退学した子は、就職先を紹介するなど退園に向けて自立できるように対応している。大学進学については、書類や問い合わせなど必要な情報はいろいろ提供している。施設として措置の継続や延期もあるが現時点では対応していない。

③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
---	--	---

【コメント】

職場実習について、以前は人数も多く積極的に取り組んでいたが、子どもの数が少なくなり継続出来ていない。今は学校でも職場実習に取り組まれているので、施設として取り組みは行っていないが、今後職場体験は必要だと思うので取り組んでいく予定である。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

家庭支援相談員が保護者との面会に同席し親子関係の調整・相談に取り組んでいる。また、児童相談所との連携で家庭再構築のために支援を行っている。学校・施設の行事予定や情報を家族に知らせ行事への参加や協力を得るようになっている。外出や一時帰宅後は子どもの様子を注意深く観察し、必要な時は心理士のセラピーを受けている。

(12) 親子関係の再構築支援

① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

b

【コメント】

児童相談所と協議のうえ家庭支援専門相談員を中心に、面会の時や外出の時等職員が同伴して家族との再構築に向けた支援に努めているが、親子生活訓練室が今の建物の中で設置されていないので、周りの子どもへの配慮もあり具体的な取り組みには至っていない。

(13) スーパービジョン体制

① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

b

【コメント】

臨床心理士・家庭支援専門相談員・基幹的職員・里親専門相談員などの専門的職員や専門家に年4回～5回以上来園して貰い、ケースカンファレンスが行われているが、スーパービジョンの体制としては確立していない。今後、基幹的職員の増員も考慮されているので、体制を整えていかれることを期待する。